

令和6年12月12日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	古賀珠理	2番	山崎健
3番	毛利清彦	4番	中山稔
5番	江口康成	6番	吉原新司
7番	朝長勇	8番	豊村貴司
9番	上田雄一	10番	古川盛義
11番	山口幸二	12番	池田大生
13番	石橋敏伸	15番	末藤正幸
17番	山口昌宏	18番	牟田勝浩
19番	杉原豊喜	20番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	江上新治
次長	奥幹久
議事係長	草場章徳
議事係員	佐々野理子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政	政
副	市	北	川	次	次
教	育	松	尾	文	雄
総務	部	秋	月	義	則
総務	部	黒	尾	聖	洋
企画	部	松	尾	謙	一
企画	部	山	北		太
営業	部	山	崎	正	和
営業	部	佐	木	征	夫
福祉	部	後	藤	英	明
福祉	部	馬	場	真	嗣
こども	教育	古	賀	龍	一
こども	教育	野	口	幸	未
まちづくり	部	庭	木		淳
まちづくり	部	弦	巻	一	寿
総務	課	古	田	香	代
企画	政策	小	柳	真	一
財政	課	藤	井	喜	友
会計	管理	田	中	祐	紀
選挙管理委員会	事務局長	山	田	英	昭
監査委員事務局長		前	田		実
農業委員会事務局長		木	村	明	美

議　　事　　日　　程　　第 5 号

12月12日（木）10時開議

- 日程第1 第100号議案 専決処分の承認について（令和6年度武雄市一般会計補正予算（第4回））
(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第2 第101号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
(質疑・福祉文教常任委員会付託)
- 日程第3 第102号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
(質疑・総務常任委員会付託)
- 日程第4 第103号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(質疑・総務常任委員会付託)
- 日程第5 第104号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
(質疑・総務常任委員会付託)
- 日程第6 第105号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
(質疑・福祉文教常任委員会付託)
- 日程第7 第106号議案 武雄市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例
(質疑・産業建設常任委員会付託)
- 日程第8 第107号議案 武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定について
(質疑・産業建設常任委員会付託)
- 日程第9 第108号議案 武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定について
(質疑・産業建設常任委員会付託)
- 日程第10 第109号議案 武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定について
(質疑・産業建設常任委員会付託)
- 日程第11 第110号議案 武雄市営住宅等の指定管理者の指定について
(質疑・産業建設常任委員会付託)
- 日程第12 第111号議案 令和6年度武雄市一般会計補正予算（第5回）
(質疑・所管常任委員会分割付託)
- 日程第13 第112号議案 令和6年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）
(質疑・福祉文教常任委員会付託)
- 日程第14 第113号議案 令和6年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）
(質疑・産業建設常任委員会付託)

- 日程第15 第114号議案 令和6年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第2回）
(質疑・産業建設常任委員会付託)
- 日程第16 第115号議案 令和6年度武雄市下水道事業会計補正予算（第2回）
(質疑・産業建設常任委員会付託)
- 日程第17 第116号議案 財産の処分について
(補足説明・質疑・総務常任委員会付託)
- 日程第18 意見書第3号 小中学校等の大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業
の促進に関する意見書（案）
(趣旨説明・質疑・福祉文教常任委員会付託)
- 日程第19 意見書第4号 従来の健康保険証の復活を求める意見書（案）
(趣旨説明・質疑・福祉文教常任委員会付託)

開 議 10時

○議長（吉川里己君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました議案第116号及び議員から提出されました意見書第3号、意見書第4号を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1 第100号議案

日程第1. 第100号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第100号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

予算書の10ページです。

一般財源の30万7,000円の予算先は何かお示しください。

○議長（吉川里己君）

山田選挙管理委員会事務局長

○山田選挙管理委員会事務局長〔登壇〕

一般財源の30万7,000円でございますが、備品を今回購入をいたしておりまして、その9分の5につきましては選挙費の委託金で見られることになっていますけど、残りの9分の4については一般財源で見るということに制度上なっておりますので、その分の30万7,000円ということになっております。

以上でございます。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第100号議案を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第100号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第2 第101号議案

日程第2. 第101号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第101号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第3 第102号議案

日程第3. 第102号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第102号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第4 第103号議案

日程第4. 第103号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 103 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 5 第 104 号議案

日程第 5. 第 104 号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 104 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 6 第 105 号議案

日程第 6. 第 105 号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 105 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 7 第 106 号議案

日程第 7. 第 106 号議案 武雄市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第 106 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 8 第 107 号議案

日程第 8. 第 107 号議案 武雄市川古の大楠公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

第 107 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第9 第108号議案

日程第9. 第108号議案 武雄市竹古場キルンの森公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

第108号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第10 第109号議案

日程第10. 第109号議案 武雄市矢筈ダム広場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

第109号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第11 第110号議案

日程第11. 第110号議案 武雄市営住宅等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

第110号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第12 第111号議案

日程第12. 第111号議案 令和6年度武雄市一般会計補正予算（第5回）を議題といたします。

第111号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 13 第 112 号議案

日程第 13. 第 112 号議案 令和 6 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

第 112 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 14 第 113 号議案

日程第 14. 第 113 号議案 令和 6 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 113 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 15 第 114 号議案

日程第 15. 第 114 号議案 令和 6 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 114 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 16 第 115 号議案

日程第 16. 第 115 号議案 令和 6 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 115 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 17 第 116 号議案

日程第 17. 第 116 号議案 財産の処分についてを議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。秋月総務部長

○秋月総務部長〔登壇〕

おはようございます。第 116 号議案 財産の処分についての補足説明を申し上げます。

議案書（その 2）の 3 ページを御覧ください。

本議案につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

処分する土地は、旧朝日公民館等跡地になります。

処分の価格は無償で、建物等解体条件付で譲渡します。

処分の相手方の選定につきましては、建物等解体条件付で、今後の土地の利用について「子ども達が放課後等に安心して過ごせる居場所や子育て世代の交流や就学前の子ども達の安心・安全な居場所等、子育て支援の向上が図られる事業」を行うことを条件として、公募型プロポーザル方式により実施しました。

11 月 22 日の旧朝日公民館等跡地の売却に係る選定委員会において審査が行われ、社会福祉法人朝日福祉会を優先交渉者に選定し、11 月 27 日付で仮契約を締結したものでございます。

議案資料の 2 ページから仮契約書の写しを添付しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉川里己君）

第 116 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

先ほどの答弁で、プロポーザルで実施したということですが、応募された方は何件ですかね。

○議長（吉川里己君）

秋月総務部長

○秋月総務部長〔登壇〕

1 事業者でございます。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

その公募の選定については、事前に公募型ですか、それとも指名みたいな。いかがですかね。

○議長（吉川里己君）

秋月総務部長

○秋月総務部長〔登壇〕

公募の期間を示して、応募をしていただいたという形になります。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第18 意見書第3号

日程第18. 意見書第3号 小中学校等の大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業の促進に関する意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

おはようございます。意見書第3号 小中学校等の大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業の促進に関する意見書（案）について御説明申し上げます。

まずは内容を読み上げます。

令和6年元日に発生した能登半島地震では、多くの小中学校舎が避難所として活用された。特に体育館は授業に支障を来すことが少ないとから、普通教室、特別教室に比べ利用されていることが多い。

しかしながら、公立学校施設の普通教室への空調（冷房）設備設置率は全国で99.1%となっている一方、全国の小中学校既存体育館への空調（冷房）の設置状況は全国平均18.9%であり、政府目標である令和17年度までに95%という目標とは大きな隔たりがある。

能登半島地震においても、体育館に避難されていた方々はストーブ等を利用するしかなかったが、これが真夏の災害であれば、暑さによる二次被害が続出することは想像に難くない。

線状降水帯や台風による大雨災害は、全国どこでも起こり得る状況である。また、南海トラフ地震が発生すればその被害は甚大であり、避難所での長期の生活が想定される。

よって、国におかれでは、国民の安全と、大規模災害時にあっても憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守る観点から、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記として、1、学校施設及び指定避難所における空調設備が進んでいない自治体に対し、国庫補助の適切な運用方法を十分に説明すること。

2、自治体の財政力指数にかかわらず、現実的かつ迅速な事業遂行が可能となるよう財政援助の強化を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するという内容になっておりますが、補足説明といたしまして、今回の 12 月議会でも一般質問において複数の議員が指摘されておりましたけれども、学校体育館の空調設備においては市民の安全・安心を守るためにその重要性が非常に高くなっている状況です。

これを踏まえまして、意見書の記のところに書いてある 1 番の項目については、まずは今ある補助制度の内容について、政府が積極的に周知して対応を促すことが必要であるという趣旨から挙げております。

2 番の項目については、財政力指数にかかわらずという部分については、今の補助制度の仕組みでは採択の要件として建物に断熱性があるということが条件になっておりまして、つまり、今ある断熱性がない体育館については、断熱工事まで併せて実施する必要があると。このため、補助があるとはいって、財政力の弱い地方の自治体は非常に申請がしにくい制度になっている状況です。

実際に、兵庫県の川西市では、断熱工事までやると逆に割高になるということで、この補助制度を使わずに整備を計画されているというような状況もあります。

また、都道府県別に設置率を見た場合、例えば小学校体育館で見ると、東京都の各自治体では既に 90.5% が設置済み、大阪府では 32.8% が設置済み、これに比べて佐賀県は 0 % という状況です。

防災機能、国土強靭化という観点で考えれば、こういった地域間格差が出ないように政府が手厚く支援をすべきと考え、今回の意見書を提出させていただきます。御審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（吉川里己君）

意見書第 3 号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。18 番牟田議員

○18 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

すみません、担当委員会じゃないんで——それと、私もこれを一般質問をして、ちょっと勉強させていただいて——ぱっと見て、まず数字が全国平均 18.9% と書いてありますけども、私がちょっと一般質問で勉強したら 22.1% だったんですよ。その数字が違いますね。

それと、もう一つは今聞いて思ったんですけど、佐賀県は 0 % って言われましたけど、佐賀県は 0.4 % で、0 % は大分県だけというふうに、私が勉強した時点では出ています。

それと、もう一つは、最低限の国民の権利、これは憲法第 25 条の件ですかね。

それと、記の 1 番、国庫補助の適切な運用方法の説明を行うことって書いてありますけど、説明だけという意見でしょうか。

ごめん、もうついでに聞きますけども、これは、補足で言われた断熱補助というのを令和

4年ぐらいにまた改正が行われて、断熱まで含めた——川西市が令和4年以降だったのかもしれませんけど、前か後かは——断熱までやると大幅に自治体への補助が増えましたよね、交付税措置とかなんとか。その辺とかはどのように。

いっぱい言ってしまって申し訳ないんですけど、ちょっと、勉強した部分と若干差があるのでお伺いしています。

○議長（吉川里己君）

7番朝長議員

○7番（朝長 勇君）〔登壇〕

まず、設置率に関しては、令和6年9月1日現在ということで出されている文部科学省の資料から抜粋しておりますので、ちょっと時期が違うのかもしれませんけれども、令和6年9月1日現在の、文部科学省が公表している小中学校の体育館等の設置率の数字から拾っております。

それで、私が補足説明で申し上げたとおり——小学校の体育館等というところでちょっと、体育館ではない部分も含まれている場合がありますので、補足説明では小学校のみの数字を提示させていただきました。

1番の項目の、説明だけかと——まずは、第一段階として運用方法等、説明を十分理解できていないところがあれば、そこは、まずそこから始めるべきだろうという趣旨で書いております。

あと、交付税措置について、来年まで補助が2分の1ということで、もうその期限が来年までということなんですが、例に挙げた川西市においては、とにかく、今計画されて、来年実施予定ということですが、もうこの補助金は使わないということで進められているということです。

あと、憲法の何条やったかっちゅうのは、ちょっと今。（「25条」と呼ぶ者あり）すみません、ここまで——ここで資料を確認できませんので、ちょっと控えさせていただきます。

以上です。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第19 意見書第4号

日程第19. 意見書第4号 従来の健康保険証の復活を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

おはようございます。意見書第4号 従来の健康保険証の復活を求める意見書（案）について、読み上げて説明に代えさせていただきます。

政府はマイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めるため、健康保険証の新規発行を2024年12月2日に停止しました。

これまでマイナ保険証をめぐっては様々なトラブルが発生してきました。マイナ保険証に他人の情報がひもづけられていた、無保険者扱いで10割負担を患者に請求した、他人の医療情報が閲覧された、表示される負担割合と健康保険証の負担割合が異なっていた等です。

こうしたトラブルにより、従来の健康保険証の存続を求める声は今もやまず、マイナ保険証の利用率は低迷したままです。マイナ保険証を取得したものの、登録の解除を申請するケースも出ています。

これらは、個人情報に対するセキュリティーの甘さや高齢者施設等でのカード管理の問題、診療情報等の活用が患者にメリットをもたらすかどうか分からぬなど、マイナ保険証への移行に対する国民の不安や疑問が払拭されていないことの証左です。

デジタル化は……（「朗読省略」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（「よか」と呼ぶ者あり）

それでは、朗読省略という声をいただきましたので、お手元に配付している意見書（案）のペーパー及びデータ配付を参考にしていただければと思います。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書（案）を提出いたします。

議員の皆様には、慎重な御審議をいただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（吉川里己君）

意見書第4号に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。18番牟田議員

○18番（牟田勝浩君）〔登壇〕

何度もごめんなさいね、1点だけ。

国民の不安を云々「不安払拭なくしてデジタル化なし」というのは多分、立憲民主党の長妻さんが何かのインタビューかあれのときに使っただけの言葉が、さも全国の肝に銘じなきやいけないという文章でありますけども、この辺のところはそういう意味を込めて書かれたんでしょうか。

○議長（吉川里己君）

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

そういう、その発言を受けて書かれたかどうかということで……（「この文書に」と呼ぶ者あり）この文書に入れたということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）いや、そこは……（「政府関係者は言っていないんですよね。政府関係者が言ったって、長妻さんが言っただけ」と

呼ぶ者あり) はい。そこを、あえてこだわって取り上げたわけではありません。

○議長 (吉川里己君)

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて散会いたします。

散 会 10時26分